

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	みよし市表彰審査委員会		
開催日時	令和4(2022)年9月6日(火) 午前10時30分から午前11時15分まで		
開催場所	市役所5階 政策審議会室		
出席者	近藤隆治(委員長)、富樫佐智子(副委員長)、星野孝子、古田みどり、近藤剛男、酒井喜市 (事務局) 清水政策推進部長、伊藤政策推進部参事、海堀政策推進部次長、三崎副主幹、横田主査		
問合せ先	秘書課 担当者名 横田 電話 0561-32-8032 ファックス 0561-34-6008 メールアドレス hisho@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・議事録全文 ・議事録要約 	要約した理由	みよし市情報公開条例第7条第2号(個人情報)に規定する情報に該当する事項について審議を行ったため。
審議経過	<p>○政策推進部次長：定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度みよし市表彰審査委員会」を始めます。皆様におかれましては、御多用のなか御臨席いただき、誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めさせていただきます政策推進部次長の海堀と申します。よろしくお願いたします。まず会を始めさせていただく前に、委員の皆様任期につきましては、令和4年9月からの2年間となりますので、よろしくお願いたします。それでは、早速ですがお手元の次第にしたがって会を進めてまいります。はじめに、市長より委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>(各委員へ委嘱状の交付)</p> <p>○政策推進部次長：続いて、市長が挨拶を申し上げます。</p> <p>○市長：改めましてこんにちは。この度は委員をお受けいただきありがとうございます。皆様におかれましては、各々の分野において精通されている方々だと思います。これまでの御経験をもとにしっかりと御審議いただけたらと思います。本日はどうぞよろしくお願いたします。</p>		

○政策推進部次長：ありがとうございました。ここで、任期の初めての会となりますので、自己紹介を行いたいと思います。近藤隆治委員より順にお願いいたします。

(各委員 自己紹介)

○政策推進部次長：ありがとうございます。次に事務局の職員を紹介させていただきます。

(各事務局員 自己紹介)

○政策推進部次長：続きまして、委員長、副委員長の選任を行っていただきます。委員長、副委員長の選任については、みよし市表彰条例施行規則第2条第4項の規定により、委員の互選により各1名を置くとなっておりますので、委員の皆様より御意見をいただきたいと思います。

○富樫委員：委員長には近藤隆治委員を推薦します。

○政策推進部次長：委員長に近藤隆治委員を、との御発言がありました。他に御意見はありますか。

それでは、他に御意見がありませんので、採決を採らせていただきます。近藤隆治委員を委員長とすることに賛成の方は、拍手をお願いします。

(拍手 多数)

○政策推進部次長：拍手多数ですので、委員長は近藤隆治委員と決定いたします。続いて副委員長ですが、御意見はありますか。

○委員長：副委員長には富樫委員を推薦します。

○政策推進部次長：副委員長に富樫委員を、との御発言がありました。他に御意見はありますか。

それでは、他に御意見がありませんので、採決を採らせていただきます。富樫委員を副委員長とすることに賛成の方は、拍手をお願いします。

(拍手 多数)

○政策推進部次長：拍手多数ですので、副委員長は富樫委員と決定いたします。それではここで、委員長になられた近藤隆治委員に御挨拶いただければと思います。

○委員長：本日はお集まりいただきまして誠にありがとうございます。今日のみよし市の繁栄がありますのも、先人・先輩の方々の御功績と併せて、多くの市民の皆様がそれぞれの立場で、市あるいは地域のために、御尽力いただいた結果であると思います。表彰審査委員会は、市又は地域においてそれぞれの立場で功績のあった方々が、表彰条例第2条に該当するかを審査し、意見を求められるという重要な委員会であります。これら重責を感じながら、委員の皆様とともに、候補者について慎重に審議してまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○政策推進部次長：ありがとうございました。それでは、議事に戻りまして、表彰候補者の適否につきまして、市長より表彰審査委員会に諮問をいたします。

○市長：みよし市表彰条例施行規則第4条第2項に基づき、別添候補者の適否について、みよし市表彰審査委員会の意見を求めます。

（市長から委員長へ諮問書を渡す）

○政策推進部次長：市長につきましては、他の公務により一旦、席を外させていただきます。

（市長退席）

○政策推進部次長：それでは、ここからの議事進行については、みよし市表彰条例施行規則第2条第5項の規定に基づき、近藤隆治委員長にお願いさせていただきます。なお、今回、近藤剛男委員は表彰候補者として審議の対象となっております。つきましては、審議の一部を御退席いただくようお願いいたしますので御承知おきください。それでは委員長よろしく願いいたします。

○委員長：それでは市長より諮問を受けましたので、ただ今より審議に入ります。早速ですが、事務局より表彰候補者の説明をお願いいたします。

○三崎副主幹：(説明)

【みよし市情報公開条例第7条第2号(個人情報)に規定する情報に該当する事項について説明を行ったため、省略】

○委員長：ただ今事務局より説明を受けましたが、まずは1番から7番の方の審議を行います。委員の皆さんには慎重な御審議をお願いいたします。御質問、御意見など発言をお願いいたします。

(質疑)

【みよし市情報公開条例第7条第2号(個人情報)に規定する情報に該当する事項について審議を行ったため、省略】

○委員長：慎重なる御審議をありがとうございました。1番から7番の方の審議を行います。委員各位の御意見をまとめた結果を、当委員会の答申といたしますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

○委員長：続きまして、8番の方の審議を行います。それではここで近藤剛男委員には御退席いただきます。

(近藤剛男委員 退席)

○委員長：8番の方の審議を行います。委員各位には慎重な御審議をお願いいたします。御質問、御意見など発言をお願いいたします。

(質疑)

【みよし市情報公開条例第7条第2号(個人情報)に規定する情報に該当する事項について審議を行ったため、省略】

○委員長：慎重なる御審議をありがとうございました。8番の方に対する委員各位の御意見をまとめた結果を、当委員会の答申といたしますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

○委員長：それではここで近藤剛男委員に御入室いただきます。

(近藤剛男委員 入室)

○委員長：それでは、答申(案)を作成してください。

(事務局 答申案作成のため退室)

○政策推進部次長：答申作成の間に、現段階での感謝状候補者について、事務局より説明いたします。

○三崎副主幹：(説明)

【みよし市情報公開条例第7条第2号(個人情報)に規定する情報に該当する事項について説明を行ったため、省略】

(事務局 各委員へ答申案を配布)

○委員長：委員の皆様は、お手元に配布しました答申(案)の内容をご確認ください。いかがでしょうか。

(異議なし)

(市長 入室)

○委員長：それでは、諮問のありました表彰候補者の適否について、みよし市表彰条例施行規則第4条第3項により市長に答申いたします。

(委員長から市長へ答申を渡す)

○市長：皆様、非常に慎重なる御審査、ありがとうございました。

○政策推進部次長：皆様、慎重に御審議をいただきありがとうございます。本日の結果については、11月3日(木曜・祝日)、「カネヨシプレイス」(旧文化センターサンアート)にて執り行います「文化の日記念式典」において表彰いたします。みよし市勤労文化会館の名称につきましては、ネーミングライツにより市内企業の株式会社カネヨシさんがネーミングライツ・パートナーとなり、同施設の愛称として『カネヨシプレイス』として令和8年3月末まで使用していくこととなりました。9月17日(土)『カネヨシプレイス』と称した新たなサイン看板のお披露目会が11時半から行われます。なお、ネーミングライツにより株式会社カネヨシさんから本市が受ける命名料の用途については、文化や芸術分野の事業に充当してまいります。以上をもちまして、表彰審査委員会を閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。